

平成29年度第9回総会（月例）議事録

日 時	平成29年12月27日（水） 午後1時15分開会																					
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																					
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則	永尾 寛	鳩宿 隆雄	豊留 辰男	堀之内 薫	村山 利清	中村 秀彦			外園 義興			脇田 サトエ
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																					
有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝																				
弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則																				
永尾 寛	鳩宿 隆雄	豊留 辰男																				
堀之内 薫	村山 利清	中村 秀彦																				
		外園 義興																				
		脇田 サトエ																				
欠席委員 （1名）	上四元 正昭																					
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>支局主任 引地、小山田、大小田、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、陣ヶ尾</p> <p>専門員 徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p>																					
農政総務課	主 査 浜田																					
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更申請に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 																					
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																					

議 長	<p>開 会（午後 1 時 1 5 分）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成 2 9 年度第 9 回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>1 9 人中 1 8 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、園山委員、松下委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～7 ページ 1 2 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：受贈、譲渡理由：贈与、権利の種別の内容：所有権移転、贈与。 番号 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、4 番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、吉野、1 7 番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 番号 5 号、その他、労力不足、所有権移転、売買。 この件につきまして、補足してご説明申し上げます。 譲受人は、障害者支援施設を運営しており、障害のある入所者などが、生活への意欲と自信を持てるように、日常生活全般を支援している社会福祉法人です。 譲受人は、成年の施設利用者が、仕事に興味と自信を持てるように、農作業を通して、就労支援と職業指導を行うために農地を取得するものです。 従いまして、社会福祉法人が運営する施設において、就労支援を目的として取得するものであると認められることから、農地法の例外規定により農地を取得することができるかと判断したところでございます。 以上です。
議 長	次に、吉田、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 7 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 0 番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、新規就農、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号5号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地転用事業計画変更申請に関する件</p> <p>8ページ 1件</p>	
議長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」松元の番号3号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、松元、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成29年5月26日、許可番号：農委第2985号1、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：宅地分譲（2区画）、変更前の事業計画：宅地分譲（4区画）。一般住宅用として計画していたが事業用として事業変更、別件4条番号3同時申請。</p> <p>続きまして4条許可申請調書は11ページです。</p> <p>番号3号、転用目的・施設等：宅地分譲、宅地分譲2，411.76㎡、法面等146.62㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…県道、他人畑、西…山林、南…県道、里道、北…山林、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約3.5kmに位置する第3種農地の都市計画用途区域内農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を平成29年5月26日付けで一般住宅用の宅地分譲として5条許可を受けましたが、事業用の宅地分譲地として計画変更することになったため、今回、事業計画変更申請と4条許可申請を行うものです。</p> <p>また、本件については、事業計画変更申請と農地法第4条の許可申請が必要である旨を鹿児島県農村振興課に確認済みです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条番号3号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号3号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>9ページ～11ページ 3件</p>	
議長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の2件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：通路、通路13.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…本人田、西・北…県道、南…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
19 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、植林、クヌギ280本1,418.00㎡、東…他人畑、西…里道、南…山林、北…他人田、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>12ページ～19ページ 21件</p>	
議 長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、贈与、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟62.93㎡、庭敷地等137.07㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟119.48㎡、庭敷地等275.52㎡、東…渡人畑、西・南…私道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟158.98㎡、庭敷地等318.02㎡、東…水路、南…里道、西…別件5条申請地、北…宅地、私道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場479.00㎡、東…別件5条申請地、西…市道、南…里道、北…私道、市道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>番号5号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟82.50㎡、庭敷地等416.50㎡、東・西・南…渡人畑、北…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、污水…公共下水道。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟110.55㎡、庭敷地等281.45㎡、東…渡人畑、宅地、西…私道、南…宅地、北…渡人畑、里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場652.00㎡、東…里道、西…他人畑、宅地、南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、倉庫、倉庫1棟20.00㎡、転回場等360.00㎡、東…宅地、西・北…山林、南…県道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟98.36㎡、庭敷地等109.64㎡、東…宅地、北…渡人畑、西・南…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…河川管理道路側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足説明します。</p>
---------	---

谷山支局	<p>この件につきまして、事務局より補足説明させていただきます。(図面掲示)</p> <p>譲渡人は、不動産売買、管理・土木建設業その他を業務とする法人です。申請地は、鹿児島市食肉センター脇へ流れ出る、準用河川野頭川の河口左岸に位置しております。譲渡人である同法人は、平成8年10月に資材置場として5条許可を受け、許可に基づく転用目的を完結し所有権移転登記は行ったものの、地目変更をせずに今日に至っております。</p> <p>この間、平成27年8月には、廃止した資材置場の跡地利用のため、4条申請により貸家2棟の建築許可を得ましたが、申請人の都合による申し出により、平成29年7月28日付で許可を取消しております。</p> <p>今回、改めて提出された5条申請は、その一部を分筆して住家1棟を建築しようとするものです。</p> <p>なお、分筆した残地は農地であることから、譲渡人に対して、引き続き農地法の適用を受ける旨を確認すると共に、転用後の地目変更登記等の関連手続きについても、迅速かつ確実に実施するよう指導致しました。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
9番委員	<p>続きです。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟115.10㎡、庭敷地等326.90㎡、東…里道、北…貸人田、西…宅地、他人田、南…貸人田、里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、現地調査の際、既に盛土がなされていたことから、代理人を通じて始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このようなことがないよう、指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟90.67㎡、庭敷地等279.33㎡、東・南…渡人田、西・北…里道、境界…土留、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟49.30㎡、庭敷地等332.70㎡、東・北…宅地、西…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟91.14㎡、庭敷地等368.86㎡、東・北…渡人畑、西・南…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する山林等を挟んで、市道に面しており、この山林等との一体利用により、雨水等は市道側溝に放流する計画です。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅、住家17棟924.00㎡、庭敷地等2,945.00㎡、宅地分譲3,631.58㎡、東・南…山林、西…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、申請地の場所等について、事務局より補足説明いたします。</p>
吉野支局	<p>この件につきまして、事務局より補足説明させていただきます。(図面掲示)</p> <p>番号14の申請地は、吉野支所から北東へ約2kmに位置し、南側には、市道、西菖上ノ原線が通っております。菖蒲谷から寺山方面を結ぶ道路になっています。</p> <p>申請地から南南東へ約500mの位置には、吉野東小学校と吉野東中学校がございます。</p> <p>赤色で囲んであります部分が、今回、申請された農地3筆で3,869㎡、緑色で囲んであります部分が、山林等で、一体利用による総面積は7,500.58㎡となっております。</p> <p>申請地の西側は、隣接する里道から県道、鹿児島吉田線のあたりまで、市街化区域になっています。</p> <p>譲受人は、申請地の農地部分に建売住宅を17棟、山林等に宅地分譲6区画を計画しております、全体で23区画になります。</p> <p>今回の総面積が7,500.58㎡であり、開発区域面積が3,000㎡以上のため、開発区域面積の6%以上の公園を設けることになっておりますが、開発区域の南南東の出入り口付近に、全体の約8%にあたる面積の599.2㎡の公園を設置する計画になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟81.15㎡、庭敷地等214.85㎡</p> <p>番号16号、所有権移転、贈与、駐車場、駐車場等179.46㎡。</p> <p>東…里道、西・北…他人畑、南…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この2件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請者は、自己及び親族と居住するための2世帯住宅を建築するもので、農地2筆を売買及び贈与により取得し、一般住宅及び駐車場等への転用を行うものです。また雨水及び合併浄化槽からの排水は、隣接する里道に排水管を埋設し、南側市道の側溝に排水します。</p> <p>申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟110.13㎡、庭敷地等351.87㎡、東・西・北…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。

18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟92.74㎡、庭敷地等204.80㎡、東…別件5条申請地、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟104.75㎡、庭敷地等153.63㎡、東・南…市道、西…別件5条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟92.33㎡、庭敷地等173.28㎡、東・南・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1,530.00㎡、東…河川、西…県道、南・北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北東へ約3.3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。規模としましては、太陽光パネル270枚、発電出力49.5kWで約9世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成29年2月に受けております。</p> <p>また、九州電力から工事負担金の請求を受けて、5月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように番号15、16号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡以上である番号14号、農地区分が第1種農地である番号15、16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題 5. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件 20 ページ～25 ページ 30 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、喜入地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>番号 3 から 30 号は、先月審議しました農地中間管理権設定の分になります。委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16 番委員どうぞ。</p>
16 番委員	<p>喜入の分は、中間管理機構が現在これを預かっている状況というふうに理解していいですか。</p>
事 務 局	<p>先月の総会の利用権のところの説明したと思いますが、中間管理権を取得するのが、12月31日から取得しまして、12月31日に新しい耕作者の方に貸し出すという形になっております。今現在は、まだ所有者の方々のものになっております。</p>
16 番委員	<p>中間管理機構から借りる人というのは、もう決まっているのですか。</p>
事 務 局	<p>土地の所有者から中間管理機構が中間管理権を取得すると同時に、もう耕作者というのも決まっております。土地の所有者、耕作者、併せて中間管理権の取得と借りる方の利用権の設定を、地主と借受人が同時に手続きをしているところでございます。</p>
16 番委員	<p>膨大な筆数と面積も広いわけですけど、既にもう決まっているということでしたが、何人の方に貸し出されるのかわかりますか。</p>
喜 入 支 局	<p>中間管理機構の地域集積に伴う貸出しの全体の数だと思いますが、今日は資料を持ってきておりませんので、次回報告させていただきます。</p>
16 番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」30件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 非農地認定に関する件 26ページ～27ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」2件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件 28ページ～35ページ 12件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 審議の前に、前回総会で質問がありました物納に関する事務処理につきまして、事務局から説明があります。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>前回の総会で質問のあった、農地中間管理事業を活用した利用権設定農地の賃借料を物納とした場合の支払い方法については、利用権設定の手続きと同時に、借り人と貸し人の連名で、中間管理機構（県地域振興公社）に「賃借料を物納により行う旨の申出書」を提出したうえで、その後は、県地域振興公社を通さずに、借り人が貸し人に米モミ等により物納を行うこととなります。</p> <p>物納を受けた貸し人は、借り人に「物納を受けた旨の証明書」を発行し、借り人は、受け取った証明書を、市町村等を通じて中間管理機構（県地域振興公社）に提出することとなっています。また、物納の申出書を出していても、双方が合意すれば、金銭に換算した額で支払うこともできるとなっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは引き続き、今月の計画に関しまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 28ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年12月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権6件5,922.00㎡、うち新規5件5,602.00㎡、賃借権6件10,045.00㎡、うち新規3件3,562.00㎡、合計12件15,967.00㎡、うち新規8件9,164.00㎡となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年、10年が各2件、5年、5年から10年未満が各1件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。</p> <p>これは、28ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が3件、10年が2件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に31ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権8筆、賃借権7筆、計15筆。面積は、田4,895.00㎡、畑11,072.00㎡、計15,967.00㎡うち更新分は、6,803.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は12人。うち更新分は4人となっております。</p> <p>次に32ページから35ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調査です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件	
議 長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、吉田、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場、資材置場及び通路 4. 現況、申出地は、東佐多町東麓下地区にあり、吉田支所から北へ約3.0kmに位置し、東・北側は他人田、西・南側は市道に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 36ページ～41ページ 6件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。36ページです。 照会日：平成29年12月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年12月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。37ページです。 照会日：平成29年11月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年11月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、38ページです。 照会日：平成29年12月1日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年12月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4番委員	報告します。39ページです。 照会日：平成29年11月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年12月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>報告します。40ページです。</p> <p>照会日：平成29年11月14日、1筆は、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。2筆は、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況農地である。</p> <p>処理状況：平成29年11月22日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、41ページです。</p> <p>照会日：平成29年11月29日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：平成29年12月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>以上です。</p>
<p>2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 42ページ～44ページ 1件</p>	
議長	<p>報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」それでは、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>報告します。42ページから44ページになります。</p> <p>照会日：平成29年11月30日、該当地のうち、42ページと43ページの番号1から19までの19筆については、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>続きまして、44ページの番号20から29までの10筆については、現況：農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況農地である。</p> <p>処理状況：平成29年12月14日 鹿児島市長へ報告済。</p> <p>以上です。</p>
<p>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 45ページ～46ページ 8件</p>	
議長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>45ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。</p> <p>登記地目別では、田8筆、8, 157.00㎡、畑13筆、7, 494.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が6件となっております。</p> <p>46ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 47ページ～55ページ 37件	
事 務 局	<p>47ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は多い順に一般住宅が3件、駐車場が1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が27件、その他が4件、駐車場、店舗等が各1件、合計33件となっております。</p> <p>48ページは、4条関係4件、49ページから55ページは、5条関係33件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後2時00分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第10回総会（月例）開催日時は、 1月26日（金）午前10時開会 本館2階 講堂 本日のこれからの予定です。 ・平成29年度第2回合同委員会開催日時は、 12月27日（水）午後2時45分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・平成29年度農談会は、 12月27日（水）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後2時05分）</p>